

利用できる制度 — ライフイベントに応じたキャリア支援 <育児編> —

今回は、教職員が育児を行う際に利用できる制度の一部をご紹介します。
育児以外にも制度がございますので、詳細は当センターホームページをご覧ください。

育児休業

- 【内 容】 本人の申出により、子を養育するための休業を取得することができる
- 【対象者】 1歳未満の子と同居し、養育する職員
- 【期 間】 子が生まれた日から1歳に達する日までを限度とし、本人の申出日まで

所定外労働の制限

- 【内 容】 本人の申出により、所定外勤務や祝休日等における勤務が免除される
- 【対象者】 3歳に満たない子を養育する職員
- 【期 間】 子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで

子の看護休暇

- 【内 容】 本人の申出により、子が負傷、もしくは疾病にかかった際、子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために予防接種もしくは健康診断を受けさせるための休暇を取得することができる
- 【対象者】 小学校就学前の子を養育する職員
- 【日 数】 1月1日から12月31日までの期間において5日、子が2人以上の場合は10日

センターからのお知らせ

4月より、院内保育室<バンビ保育室>の受入可否を当センターホームページにて公開予定です。詳細は次号でお知らせします。



会議報告

H31. 3. 22

第4回 運営会議

《議題》

1. 報告事項
 - (1) 取り組み状況の報告
 - (2) Smart News 2月号
 - (3) 託児所について
 - (4) 平成30年度活動報告書について
2. 協議事項
 - (1) レジデント・医学生との交流会

